

No.	カテゴリ	質問	回答
1	補助対象者	業種に制限はありますか？	特に業種に制限はありませんが、業種によって中小企業等の定義に該当する資本金や従業員数等は異なります。詳しくは公募要領をご確認ください。なお、公序良俗に反する事業や公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業は対象外となる場合があります
2		中小企業等に該当するかどうかは、どの時点の情報で判断されるのでしょうか？	中小企業等に該当するかどうかは、申請時点の情報を基に判断いたします
3		海外に本社を持つ企業の子会社も本補助金の対象となりますか？	日本国内に拠点を有している場合であれば、本補助金の対象となる場合があります
4		非中小企業でもコンソーシアムへの参加は可能ですか？	常時使用する従業員の数が1000名以下の企業であれば、非中小企業であってもコンソーシアムへの参加は可能です。ただし、非中小企業が中小企業かにより補助率や補助上限額が異なりますので、ご注意ください
5		コンソーシアム内にグループ会社がいる場合も参加可能ですか？	コンソーシアム内にグループ会社がいる場合も参加可能です
6		補助金の幹事者は、実証企業群の事業者のみですか？	幹事者は実証企業群より選定してください
7		補助金の交付先は、コンソーシアムの幹事者ですか？	幹事者及び他の実証企業が補助金の直接的な交付先となります
8		中小企業等の定義となる資本金の額はグループ合計で判断されますか？	中小企業等の定義は、グループではなく企業単体で判断します。
9		実証企業群やデジタル企業、協力団体等が、2つ以上のコンソーシアムに参加することはできますか？	実証企業群が2つ以上のコンソーシアムに参加することはできません。ただし、デジタル企業や協力団体等については2つ以上のコンソーシアムへの参加が可能です
10		令和4年度当初「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域デジタルイノベーション促進事業）」の採択事業者の再申請は可能ですか？	申請可能です。令和4年度当初事業で補助した内容と同一の補助対象経費に対して、重複して補助金を申請することはできません。
11		「地域デジタルイノベーション実証型」に申請する予定ですが、「地域DX支援活動型」にも申請することは可能ですか？	「地域デジタルイノベーション実証型」に申請する予定であっても、「地域DX支援活動型」に申請することは可能ですが、同一の補助対象経費に対して、重複して補助金を申請することはできません。
12	申請要件	提案書に記載した各種目標が未達だった場合、交付が取り消されることがありますか？	未達成でも補助金の交付が取り消されることは、想定しておりませんが、未達成の場合には、目標達成のために取り組んだ内容、未達成となった理由やリカバープラン等の説明を求められます
13		実証企業すべてに同じシステムを導入して実証する必要がありますか？	実証企業すべてが、同じシステムを導入して実証することは必須はございません。
14	補助対象経費	補助事業期間外で契約、履行、請求、支払等を実施したのものは補助対象として認められますか？	原則、特段の事情がない限り、補助対象期間中に契約、履行、請求及び支払を完了していない経費は認められません
15		会議をオンラインで行った場合の会議費は補助対象となりますか？	オンライン会議ツール等の導入費用は会議費として補助対象とはなりません
16		国の他の助成金・補助金との併用は可能ですか？	同一の補助対象経費に対しては併用不可です。
17		人件費単価計算において、健康保険等級以外を使用することはできますか？	人件費単価の算出においては、「令和4年度補正交付申請時の人件費の見積もりに係る補足資料」に従い、計算をお願いします。
18		人件費を計上する場合、実績報告時に従事者別に給与明細を提出することは必須ですか？	従事者別の給与支払額が証明できる資料（給与明細書や給与台帳）等の提出を求められます。詳細は「交付申請時の人件費の見積もりに係る補足資料」を参照ください
19		人件費の単価算出において、昇給や昇格などにより従事者の給与が交付申請時から変動した場合は交付決定額も増額されますか？	交付決定後の交付決定額の増額はいかなる場合も認められません。また、補助事業期間内に健保等級が改定された場合においては、改定日より改定後の健保等級単価を使用してください
20		1申請あたりの補助総額に上限額はありますか？	1申請あたりの補助総額の上限は1億円とします
21		実証企業はデジタル企業や協力団体を兼任することができますか？	実証企業、デジタル企業、及び協力団体等は兼任することができません。それぞれ別の組織・団体等で構成員数の要件を満たしてください
22		本事業申請時は実証企業5者、デジタル企業1者、協力団体等1者の総和事業者数が7者でコンソーシアムを構成していたものの、採択後に止むを得ずコンソーシアム構成員の1者が離脱し、総和事業者数が6者となった場合は交付の取り消しとなってしまいますか？	コンソーシアム構成員が募集要領の構成員要件を満たせなくなった場合は計画変更申請を提出いただき、事務局から承認を受ける必要があります。その際、補助事業の変更内容によって、交付決定額の減額、または交付の取消し等を行う可能性があります
23		交付申請	事務局へ送信した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または削除したいのですが、可能でしょうか？
24	決算書の提出は必須ですか？		はい、実証企業群は提出必須となります。デジタル企業及び協力団体等は決算書の提出は不要です
25	会社法人等番号と法人番号は同じものですか？		会社法人等番号と法人番号は別の番号となり、本事業においては「法人番号」が必要となります。「法人番号指定通知書」記載の13桁の番号となりますので、ご注意ください
26	コンソーシアムの組成にあたって必要な手続き等がありますか？		参加を予定する全ての事業者が本事業への申請及び申請書や提案書等の提出資料の記載内容について合意していただき、その証跡として申請書・提案書・スケジュール・支出計画・資金調達内訳の実証企業・デジタル企業・協力団体等概要シートの「本事業の事業計画の内容に同意しています」の欄にチェックしてください
27	審査	審査結果の通知はいつ行われますか？	審査結果の通知は3月下旬を予定しております
28		各審査基準や加点項目の配点はどの程度の比重になりますか？	本件については審査に係る部分であるため、非公開となります
29	補助事業開始後	遂行状況報告、実績報告はどのような書類を提出すればよいでしょうか？	交付決定者に対しては後日手引きをご提供する予定で、当該手引きに従いご提出いただく形となります
30		経費申請に必要な証拠書類について具体的に教えてください。	実績報告時に履行事実（見積、契約、納品、検収等）及び支払事実（領収書、振込受領書等）を示す証拠書類を提出する必要があります。証拠書類に関するルール全般については交付決定者に対して別途手引きを配布予定ですので、手引きに従ってご対応いただくこととなります

No.	カテゴリ	質問	回答
31		補助事業終了後も各種報告は、幹事者が実施するのでしょうか？	補助事業終了後も、基本的には幹事者からご連絡いただけますようお願いいたします
32		補助金はいつ振り込まれますか？	補助金の交付時期については、2024年3月後半を予定しております。 ただし、確定検査の状況やその他外部情勢次第で交付時期については変更となる可能性があります
33	その他	二次公募はありますか？	一次公募の状況により、募集を行う可能性があります